



# 鳥取県公報

平成15年3月31日(月)  
号外第44号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|             |   |
|-------------|---|
| <b>教委規則</b> | 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(3)(総務福利課)..... 1                    |
|             | 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則(4)(小中学校課)..... 4               |
|             | 鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則(5)(高等学校課)..... 5                   |
|             | 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(6)( )..... 5                          |
|             | 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(7)( )..... 6                             |
|             | 鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則(8)( )..... 7 |

## 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

### 鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前                                 |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
|---|---------------------------------------|---------------------------|-------|--|---|--|-------|-----------------------|---|--|--|-------|---------------------------------------|---|--|-------|---------------------------|---|--|
| <p>(課及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び室(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">教育総務課</td> <td>総務係、人事文書係、健康管理係、給付係、教育企画室</td> </tr> <tr> <td>教育環境課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校課</td> <td>学事奨学係、管理係、指導係、高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第3条 各課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>(11) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。第13号並びに小中学校課の項第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の厚生福利に関すること。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>教育環境課</p> <p>(1) 教育財産の管理に関すること。</p> <p>(2) 県立学校の校地、校舎その他施設設備の整備に関すること。</p> <p>(3) 市町村立学校の施設整備に係る補助事業に関すること。</p> <p>小中学校課 略</p> <p>高等学校課</p> <p>(1)~(8) 略</p> | 教育総務課                                 | 総務係、人事文書係、健康管理係、給付係、教育企画室 | 教育環境課 |  | 略 |  | 高等学校課 | 学事奨学係、管理係、指導係、高校改革推進室 | 略 |  | <p>(課及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び室(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">総務福利課</td> <td>総務係、人事文書係、施設助成係、建築技術係、健康管理係、給付係、教育企画室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校課</td> <td>学事奨学係、設備係、管理係、指導係、高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第3条 各課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務福利課</p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>(11) 教育財産の管理に関すること。</p> <p>(12) 県立学校の校地、校舎その他施設の整備に関すること。</p> <p>(13) 市町村立学校の施設設備に係る補助事業に関すること。</p> <p>(14) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。第16号並びに小中学校課の項第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の厚生福利に関すること。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>小中学校課 略</p> <p>高等学校課</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 県立学校の設備の整備に関すること。</p> | 総務福利課 | 総務係、人事文書係、施設助成係、建築技術係、健康管理係、給付係、教育企画室 | 略 |  | 高等学校課 | 学事奨学係、設備係、管理係、指導係、高校改革推進室 | 略 |  |
| 教育総務課   | 総務係、人事文書係、健康管理係、給付係、教育企画室             |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 教育環境課   |                                       |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 略   |                                       |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 高等学校課   | 学事奨学係、管理係、指導係、高校改革推進室                 |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 略   |                                       |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 総務福利課   | 総務係、人事文書係、施設助成係、建築技術係、健康管理係、給付係、教育企画室 |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 略   |                                       |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 高等学校課   | 学事奨学係、設備係、管理係、指導係、高校改革推進室             |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |
| 略   |                                       |                           |       |  |   |  |       |                       |   |  |  |       |                                       |   |  |       |                           |   |  |

(9) 略

(10) 略

生涯学習課～体育保健課 略

(職制)

第6条 課及び係等に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に参事、主査、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、生涯学習課に社会教育主査を、人権・同和教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1)～(5) 略

(6) 課長補佐、室長補佐及び主幹 課長又は室長を助けて、課又は室の事務に従事し、課長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(7)～(13) 略

(教育事務所の職制及び職務)

第14条 教育事務所に所長を、同じく係に係長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、教育事務所に次長、主幹又は副主幹を、係に主任を置くことができる。

3及び4 略

5 次長は、所長を助けて、所務に従事し、所長に事故がある場合は、その職務を代行する。

6 略

7 略

(10) 略

(11) 略

生涯学習課～体育保健課 略

(職制)

第6条 課及び係等に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に参事、主査、課長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、生涯学習課に社会教育主査を、人権・同和教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1)～(5) 略

(6) 課長補佐及び主幹 課長又は室長を助けて、課又は室の事務に従事し、課長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(7)～(13) 略

(教育事務所の職制及び職務)

第14条 教育事務所に所長を、同じく係に係長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、教育事務所に所長補佐、主幹又は副主幹を、学事係に事務主任を、係に主任を置くことができる。

3及び4 略

5 所長補佐は、所長をたすけて、所務に従事し、所長に事故がある場合は、その職務を代行する。

6 略

7 事務主任は、係長をたすけて、その係に属する事務に従事し、係長に事故がある場合は、その職務を代行する。

8 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| 別表(第3条関係)<br>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職<br>次長・課長・室長・参事・主査・課長補佐・ <u>室長補佐</u> ・主幹・係長・副主幹・主任 | 別表(第3条関係)<br>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職<br>次長・課長・室長・参事・主査・課長補佐・主幹・係長・副主幹・主任 |

2 事務職員をもって充てる職

所長・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事

3 技術職員をもって充てる職

建築技師・機械技師・電気技師・医師・学校保健技師・栄養士

2 事務職員をもって充てる職

所長・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財主査・所長補佐・事務主任・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事

3 技術職員をもって充てる職

建築技師・医師・学校保健技師・栄養士

鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会規則第 4 号

鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前       |         |       |             |       |  |       |  |  |
|--|-------------|---------|-------|-------------|-------|--|-------|--|--|
| <p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第 3 条 教育センターに、<u>次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">総 務 課</td> <td style="border: 2px solid black;">総務係 会計係</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">研修企画課</td> <td style="border: 2px solid black;">教科教育係 教職教育係</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">教育相談課</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">情報教育課</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> | 総 務 課       | 総務係 会計係 | 研修企画課 | 教科教育係 教職教育係 | 教育相談課 |  | 情報教育課 |  | <p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第 3 条 教育センターに、<u>総務課、研修企画課、教育相談課及び情報教育課を置く。</u></p> <p>2 <u>総務課に総務係及び会計係を置く。</u></p> <p>3 略</p> |
| 総 務 課  | 総務係 会計係     |         |       |             |       |  |       |  |  |
| 研修企画課  | 教科教育係 教職教育係 |         |       |             |       |  |       |  |  |
| 教育相談課  |             |         |       |             |       |  |       |  |  |
| 情報教育課  |             |         |       |             |       |  |       |  |  |

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

**鳥取県教育委員会規則第5号**

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則（昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>（届出）</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、<u>減免の必要がなくなった</u>ときは、直ちに、授業料減免辞退届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。</p> <p>（減免の取消し）</p> <p>第6条 学校長は、授業料の減免を受けている者が<u>減免の必要がなくなった</u>ときは、授業料の減免を取り消すことができる。</p> | <p>（届出）</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、直ちに、授業料減免辞退届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。</p> <p>（1）<u>日本育英会奨学金その他の奨学金の貸与又は給付を受けることとなったとき。</u></p> <p>（2）<u>その他減免の必要がなくなったとき。</u></p> <p>（減免の取消し）</p> <p>第6条 学校長は、授業料の減免を受けている者が<u>前条各号のいずれかに該当する</u>ときは、授業料の減免を取り消すことができる。</p> |

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

**鳥取県教育委員会規則第6号**

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後                      |        |            | 改 正 前                      |        |            |
|----------------------------|--------|------------|----------------------------|--------|------------|
| (奨学資金の額)                   |        |            | (奨学資金の額)                   |        |            |
| 第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。 |        |            | 第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。 |        |            |
| 区 分                        |        | 金 額        | 区 分                        |        | 金 額        |
| 略                          |        |            | 略                          |        |            |
| 大学等奨学<br>資金                | 国立又は公立 | 月額 44,000円 | 大学等奨学<br>資金                | 国立又は公立 | 月額 42,000円 |
|                            | 私立     | 月額 53,000円 |                            | 私立     | 月額 51,000円 |

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者(貸与を休止されている者を含む。)に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

## 鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| (船長等)  | (船長等)  |
| 第33条 境水産高等学校に、船長、機関長、主任、通信長、1等航海士、1等機関士、2等航海士、2等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員、 <u>機関員及び司ちゅう員</u> (以下この条において「船員」という。)を置く。 | 第33条 境水産高等学校に、船長、機関長、主任、通信長、1等航海士、1等機関士、2等航海士、2等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員 <u>及び機関員</u> (以下この条において「船員」という。)を置く。 |
| 2～4 略  | 2～4 略  |
| (栄養士)  |  |
| 第33条の2 <u>鳥取盲学校に、栄養士を置く。</u>   |  |
| 2 <u>栄養士は、上司の命を受け、学校給食及び寄宿舎における食事に関する職務に従事する。</u>  |  |

3 栄養士は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

**鳥取県教育委員会規則第8号**

鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>（再入学）</p> <p>第8条 校長は、単位制による課程を退学した者で当該単位制による課程に再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、入学させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>（過去に在学した高等学校において修得した単位）</p> <p>第10条 略</p> <p>（聴講）</p> <p>第11条 単位制による課程において特定の教科科目を聴講しようとする者は、別に定めるところにより、聴講許可申請書を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の聴講許可申請書の提出があった場合には、選考の上、聴講を許可するものとする。</p> <p>3 校長は、前項の規定により聴講許可申請書を提出した者の聴講を許可したときは、聴講許可書をその者に交付するものとする。</p> | <p>（再入学）</p> <p>第8条 校長は、単位制による課程を退学した後1年を経過しない者で当該単位制による課程に再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、入学させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>（過去に在学した高等学校において修得した単位）</p> <p>第10条 略</p> |

4 教科科目の聴講については、鳥取県立高等学校学則第7条の規定による単位の修得の認定は、行わない。

5 校長は、第2項の規定により聴講を許可された者（以下「聴講生」という。）が聴講を修了したと認められるときは、その者に対して修了証書を交付するものとする。

第12条 校長は、聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による聴講の許可を取り消すことができる。

(1) 学校の秩序を乱す行為を行ったときその他教育上支障があると認められるとき。

(2) 次条の聴講料の納付期限後30日を経過してもなお聴講料を納付しないとき。

(聴講料の納付)

第13条 聴講生は、鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の定めるところにより、聴講料を納付しなければならない。

(様式)

第14条 略

(適用除外)

第15条 略

(委任)

第16条 略

(様式)

第11条 略

(適用除外)

第12条 略

(委任)

第13条 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。